主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文第一項と 同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述及び証拠の関係は、左記のほか原判決事実摘示と同一で あるから、これを引用する。

一、被控訴人の主張の追加、訂正。

(一) 原判決二丁裏二行目に「囎唹出張所」とあるのを「囎唹支所輝北出張所」とあらため、同三丁表八行目「審理の結果、」の次に「昭和四一年四月二三日」を加える。

(二) 同七丁表四行目「従事していた。」の次に、左のとおり付加したうえ、

同五行目につゞける。

「農産物検査官の担当する農産物の検査のうち、品位(等級)の格付決定の規格は、農産物検査法六条一項に基づき定められた農産物規格規程(これは公表ざれている)に抽象的に定められているが、これを実際に適用するにあたつては、毎年まず中央で、全販連、全国農業会議所等の生産者団体の代表、全糧連、米商運等の害者団体の代表者、農業技術会議、農事試験場等の奨励機関の代表者による委員会が設置され、その意見に基いて各等級別の標準品(これを基本標準と呼ぶ)が、選定される。この標準品が各ブロツクに送付され、各ブロツクに於て、各県毎に右り、中標準品に準じ、これと最も近似した標準品が同様生産者団体、実需者団体等より、選ばれた委員の意見に基づいて選定される(これを実用標準と呼ぶ)。此の標準品は各検査官のもとに送付され此の標準品に照合して、被検査物件の品位(等級)が決定されるのである。

(三) 同八丁表五行目「従つて」から七行目末尾までを次のとおりあらため

「現に農林省所轄の食糧事務所、農事試験場、統計調査事務所の職員で全農林労組の組合員たるものが、公職選挙法違反として起訴され、略式命令により、或正式裁判により罰金の有罪判決を受けた場合に受ける懲戒処分はいずれも戒告である。すなわち公職選挙法違反の罪で罰金となつた場合の懲戒処分は、戒告であるの基準が、農林省に於いて懲戒処分の基準として確立しているもので、例外はない。本件に於いても、求刑が罰金であるから、有罪になつたとしても罰金の事案である。とは、客観的に認め得るのである。従つて、有罪の場合の懲戒処分も戒告のあることは、あらかじめ想定し得る事案である。有罪であつても戒告処分に付すべき事案に付いて、被告人は休職がたる公共制度の関いた。

有罪であつても戒告処分に付すべき事案に付いて、被告人が無罪を主張するために公判手続が開かれ、数年にわたる公判期間中、被告人は休職処分にされ、有罪になつた場合の処分に比して、格段の苛酷な取扱いを受けなければならない合理的理由はどこにも見出すことができないのであつて、憲法により保障ざれた裁判を受ける権利が、かかる処分により実質上完全に侵害されると言つても過言ではない。

懲戒処分との比較の観点からみても、本件処分は明らかに法及び条理のわくをは み出した違法のものであると言わなければならない。」 (四) 同八丁裏四行目から六行目までの(4)項を(5)項とし、その前に(4)として次の一項を加える。

「(4)被控訴人に対する前記公訴事実において、被控訴人から前記起訴状記載の文書の配布を受けたとされている郵便局職員訴外Aは右文書を頒布したかどにより起訴され、大隅簡易裁判所において罰金刑に処せられたが、同人は右起訴により休職にされていない。農産物検査官と郵便局職員は業務の内容を異にするが、いれも非政治的、技術的職務であることにおいて、その一方が起訴休職処分をないのに、他方のみをこれに付することは合理的理由のない差別をするものである。国家公務員法七四条一項は、すべて職員の分限、懲戒及び保障についるが、ないの公務員法七四条一項は、すべて職員の分限、懲戒及び保障についるのとのとなければならない旨を規定しているが、右の「公正」とは、各省の公務員正でなければならないというものと解すべきである。従つて、本件起訴休職処分は、でなく、有法条にも違反するものである。」

なく、右法条にも違反するものである。」 (五) 控訴人の主張(二)(2)(ア)のうち、農産物検査業務がその主張の 四種にわたることは認めるが、右検査業務にその主張の助言指導が含まれることは

否認する。

ー、 控訴人の主張の追加、訂正。

(一) 原判決九丁表一〇行目「そして」から、一一行目「違法とはならな

ところで、公務員が刑事事件に関して起訴された場合、当該公務員はある程度客 観性のある犯罪を犯した嫌疑をかけられているので、わが国の国民感情からすれ ば、公務員が刑事事件に関し起訴されたこと自体で国民の公務に対する信頼感或い

は官職全体に対する信用性を失わせる蓋然性がきわめて高いのである。

(二) 同一〇丁表四行目の次に左のとおり付加する。

「(1) 裁量権の逸脱ないし濫用とは、当該裁量に、何人がみても不当であるというような著しい瑕疵がある場合をいうものと解すべきところ、控訴人が本件休職

処分に及んだ経緯は右に述べたとおりであつて、その間には右のような著しい瑕疵 は存しないのであるから、右処分は違法ではない。

(2) 仮りに、起訴休職処分をなす任命権者の裁量権に何らかの制約があると L.ても、控訴人のした本件休職処分はその裁量権の範囲を超えるものではない。

しても、控訴人のした本件休職処分はその裁量権の範囲を超えるものではない。 (ア) 被控訴人は本件起訴当時農産物検査官の職にあつたものであり、その担当業務は、農産物の検査、すなわち(a)農産物検査法に基づく検査、(b)食糧官務所依頼検査規程に基づく検査、(c)会計法に基づく検査、及び、(d)その他の検査であるが、右検査業務には、出荷前における品質改良、出荷環境の整備に関する助言指導を含むものである。そうして、右検査業務のうち主たるものは右(a)であつて、その手続の詳細は右農産物検査法の規定するところであるが、右検査の中心をなすものは米麦等級検査物件の品位(等級)の格付決定である。右格付決定は、農産物検査法六条一項に基づいて定められた農産物規格所定の検査規格によつて行われるが、それは実際には特に機械、器具等を用いることなく、検査官の視覚、触覚等による判定を主とするものである。

の視覚、触覚等による判定を主とするものである。 検査業務の内容が右のようなものである以上、検査に対する関係農民の信頼は、 検査官その人に対する信頼感から生まれるといつても過言ではないのであり、検査 官はこの信頼関係を維持すべく、厳正公平にその職務を遂行すべきことが要請され るのである。従つて、検査官が刑事事件に関し起訴され、その職務の公正な執行に ついて疑念を持たれることがあれば、その職務の遂行は重大な支障を受ける。従つ て、検査官という官職に対する国民(特に関係農民)の信頼を保持するために、右 の如き検査官を休職にすることは相当であり、また適切でもあるのである。

- (イ) 被控訴人は、本件においては公訴事実の内容よりして、被控訴人の職務遂行に関して生ずべき支障は大きくないと主張する。起訴休職制度の目的の一つに、職員が刑事事件に関し起訴された場合に、職務専念義務の十全な履行に支障を上ずる点のあることは否定できない。しかし、これは具体的な公務に対する国民の信頼感喪失の蓋然性がきわめて軽微な場合に、はじめて考慮されるべき附随的蓋的性格のものであるから、前述のように、公務に対する国民の信頼感を失う蓋然性が高い場合には、たとえ、当該職員が身柄を拘束されず、職務遂行に支障を生じなくとも休職処分に付し得るのである。
- (ウ) 被控訴人は、起訴休職処分が同人にもたらすことあるべき諸種の不利益を挙げて、右処分をなすにあたつては、当然これを考慮すべきものと主張する。確かに、起訴休職処分は当該職員に不利益をもたらすが、右は、当該職員が勤務に就かないために生ずるものであり、起訴休職制度の目的を達成するため、当然職員の甘受すべきところである。なお、職員は休職中といえども国公法所定の手続を経て私企業からの隔離を免れる途が開かれているのであるから、休職中の職員の給与が大割に減少されることはさほど重要視するに及ばないところである。そうして、休職処分の効果は法により一定されているところであり、懲戒処分のように段階的差異はないのであるから、任命権者としては起訴休職にする必要がある以上、起訴休職制度の趣旨目的を実現するためには、処分の効果を考慮することなく、休職処分に付せざるを得ないのである。

本件においては、既に述べたとおり被控訴人を休職処分に付すべき必要があるのであるから、本件休職処分は何ら違法ではない。

(エ) 被控訴人は起訴休職処分をなすにあたつては、懲戒処分との均衡を考慮 すべきものと主張するが、その必要はないものである。

すなわち、懲戒処分と起訴休職処分とはその内容および目的を異にしており、懲戒処分は公務員の義務違反に対する制裁として職員の責任を問うものであるのに対して、起訴休職処分はそのような趣旨を有せず、前述のとおり官職ないし公務全般に対する国民の信頼を保持するため一時的に職員の職務の担任を免ずるものである。

起訴休職処分は被起訴者の責任を追及するというよりも、むしろ公務の信用保持のために当該職員の公務執行の義務を免除するものであるから、法は勤務に就かないのに給与の六割を支給するように定めているのである。

従つて休職処分の適否はそれ自体について規定されている規範に照らして決すべきであり、被控訴人が主張するように、将来予想される懲戒処分との比較や休職処分が継続した後における懲戒処分との均衡などからさかのぼつてその適否を論ずるのは全く筋違いである。

休職処分は当該職員に職員としての身分を保有させるが、職務に従事させず、給与も六割となるので、その限りにおいて不利益な結果をもたらすが、その不利益は懲戒処分の如くそれ自体が目的の一部となつているのではなく、勤務に就かないために派生するものであり、たまたま裁判の延引により休職期間が予想外に長期化し、あるいは無罪になるなど、結果的に休職による不利益の方が懲戒処分よりはるかに大きくなることがあつても、それは二つの制度がその性質と目的を異にしていることによるものであり、懲戒処分との比較均衡等から休職処分の適否を判断することは正当でない。

休職処分は起訴にかかる犯罪の成否に関係なく、また懲戒処分の軽重と全く関係なく行ないうるものであり、また、刑事事件の結果禁錮以上の刑に処せられた場合は、国公法七六条により当然失職するものであるから、被控訴人が刑事事件の結果重い懲戒処分が予想されない場合には休職処分に付しえないような主張をしているのは、懲戒処分や分限に関する規定の誤解に基づいているものであつて失当である。

(オ) 被控訴人は、本件休職処分は国公法七四条の公正の原則にも違反すると 主張する。

しかし、休職処分は任命権者が行なうものであるから(国公法六一条参照)、右七四条の公正の原則の拘束を受ける者は個々の任命権者に止まる。従つて、任命権者を異にする場合において、その間に休職処分の取扱について差異が生じても、それを以て直ちに右原則に反するものということはできない。

ではつて、被控訴人主張の事例は、任命権者と職員の職務内容を異にすることによる結果にすぎず、これを以て国公法七四条に違反するとはいえない。なお、既述のとおり起訴休職処分は任命権者の自由裁量に属するのであるから、各任命権者の裁量権行使の結果に若干の差異が生じても、裁量権の行使に逸脱や濫用のない限り、それだけで違法の問題を生ずるものでもない。」

三 証拠関係

被控訴人は甲第二号証の一ないし五、第三号証の一、二、第四、第五号証の各一ないし三を提出し、当審証人B、同Cの各証言を援用し、乙第四号証の成立を認め、

・ 控訴人は、乙第四号証を提出し、当審証人D、同E、同Fの各証言を援用し、右 甲号各証の成立はすべて認めると述べた。

理 由

一、 被控訴人が一般職の国家公務員であつて農林技官としてその主張の輝北出張所に勤務していたところ、昭和三九年二月一四日その主張の公訴事実、罪名及び罰条のもとに鹿児島地方裁判所鹿屋支部に公訴を提起されたこと、及び、被控訴人の任命権者である控訴人が同年三月一日被控訴人に対し、国公法七九条二号に則り、右起訴を理由に本件起訴休職処分をしたことは当事者間に争いがない。 〈要旨第一〉二、 国公法七九条二号が、職員が刑事事件に関し起訴された時は、

り、石屋所では出た金田に乗りた。 〈要旨第一〉二、 国公法七九条二号が、職員が刑事事件に関し起訴された時は、 その意に反してこれを休職(以下単に起訴</要旨第一>休職ともいう)することがで きると定めるのは、次の理由によるのである。

すなわち、国家公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないのであるから(憲法一五条二項参照)、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念すべきことを服務の根本基準とするものであつて(国公法九六条一項)、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事すべく(同法一〇一条一項)、また、その官職の信用を傷つけ、又は、官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない(同法九九条)ものである。

こるで、職員が刑事事件に関し起訴された場合には、抽象的一般的には、公訴の提起は検察官からそのような嫌疑を受けたに止まり、有罪無罪いずれの裁判を受けるとはいうものの、いわゆる無罪の推定を受けている我国の刑事裁判の現状に鑑みれば、された被告人の大多数が有罪判決を受けている我国の刑事裁判の現状に鑑みれば、現実には起訴された職員は、起訴状記載の公訴事実、罪名及び罰条によつて特定といるもの嫌疑を受けているものといるを得ない。従つて、職員が右のような嫌疑を受けたままで引続を対しれるを得ない。従って、職員が右のような嫌疑を受けたままで引続をあるをもとさば、職場における規律ないし秩序の維持に影響するところがあるのみならは、であるがせ、ひいて官職の信用を失墜するとしないのである。さらに、刑事被告人は原則として公判期日に出頭するともあるから、そのため、職員の前記職務専念義務に支障を生ずる可能性のあることも

看過できないところである。 このように、職員が刑事事件に関し起訴されることは、同人の服務につき法の要 請と相反する事態を生ずる可能性を包蔵するが故に、国公法七九条二号は、起訴さ れたことによつて前述のような影響ないし支障を生ずることあるべき職員をして、 職員たる身分はなお保持せしめるものの、職務には従事せしめないこととして、以 て官職の信用を保持し、かつ、職場秩序を維持せんとするのである。

ところで、国家公務員には、国家の政策の策定に当る高度かつ政治的な職 務を担当する者から、単純機械的な労務に服するに止まる者まで種々の階層がある から、その保持する官職は、当該職員の地位と職種によって異なるのは当然である。一方、一概に刑事事件に関し起訴されるといっても、その内容は単なる形式犯 から、破廉恥罪まで多岐にわたり、また、起訴の態様も身柄拘束のままの場合もあ れば、然らずして在宅の場合もあつて、決して一様ではないのである。

これらのことを考えると、職員が刑事事件に関し起訴されたことによつて、官職の信用が傷つけられるかどうか、職場の秩序が紊れるかどうか、また同人の職務専念義務の履行に支障を生ずるかどうかは、当該職員の保持する官職、すなわち、その地位と担当する職務の内容、公訴事実の具体的内容及び起訴の態様をかれてれ 案してはじめて決せられるものというべく、従つて、前記の法の要請に応ずるため に当該職員をその意に反して休職すべきか否かは、具体的事案に即して個別に決せ らるべきものと言わなければならない。

国公法七九条が、起訴休職処分を任命権者の裁量に属すると定める所以は、ここ にあるのである。

ところで、起訴休職された職員は、国公法八〇条四項及び一般職の職員の給与に 関する法律二三条四項によって、休職の期間中、俸給及び扶養手当の各百分の六〇 以内を給せられるに止まることになる。一般に休職された職員は、職務を執らない のであるからその間給与を得られないのが原則ともいえるところ(国公法八〇条四 項参照)、右給与法二三条はこれに広汎な例外をもらけるものであるが、そこにお いて起訴休職者に対する給与上の取扱が、右二三条一項ないし三項及び五項所定の 事由による休職者の場合に比し最も不利益であることは、法の起訴休職に対する厳 格な評価を示すものというべきである。従つて、起訴休職がこれを受ける者の給与上に不利益を生ずるものであることは、前段所述の判断をするに当り、当然考慮さるべきところと言わねばならない(控訴人は、休職中の職員といえども国公法所定 の手続を経て私企業からの隔離を免れる途があるのであるから、右給与の減少はさ して重要視するにあたらない旨主張するけれども、右は単なる法律上の可能性にす ぎず、すべての休職者が右の方途によつて給与の不足分を補填し得るものでないこ とはみやすい道理であるから、右主張は失当である。)

従つて、任命権者が刑事事件に関し起訴された職員を休職にするかどうかは、叙 上の点について考慮をしたうえで、個別的具体的な判断を経て決せらるべきもので あることは、起訴休職制度そのものの要請するところというべきである。

被控訴人は、右判断にあたり、当該職員に対し、公訴事実に基づいてなされ、 たは、なされることあるべき懲戒処分の種類、態様と起訴休職処分の効果との均衡 も考慮さるべきであると主張するが、分限上の処分である起訴休職の効果を、 と制度の趣旨、目的を異にする懲戒処分の種類、態様と比較考量することは当を得 たものとは言い難いから、右主張は採るを得ない。

四、 ところで、控訴人は、起訴休職につき法の定めるところは職員が刑事事件に関し起訴されたことだけであるから、この要件の存する限り、当該職員を休職す るかどうかは、任命権者の自由裁量に属する旨を強調する。

しかし、行訴法三〇条によつても明らかなとおり、自由裁量の処分といえども、 裁量権を踰越し、又は、その濫用にわたる場合には違法となるのであるから、仮り に起訴休職処分が自由裁量の処分であるとしても、その適否はそれが許された裁量 の範囲内に在るか否かによって決せられるものである。そうして、具体的な起訴休職処分が右の範囲内に在るかどらかは、前項に詳述した点について、裁判所が判断を尽しではじめて定まるのであるから、起訴休職処分の適否が問題となっている本 件においては、前項に述べた以上に、その性質が自由裁量の処分であるか否かをせ んさくすることは特に意味のあることではない。

そこで、本件起訴休職処分について判断をする。〈/要旨第二〉 〈要旨第二〉五、 被控訴人がその主張の輝北出張所に勤務する農林技官たる一般職の国家 公務員であつて、当時農産物検査官の職に在つたことは当事者間に争いがなく、右 争いのない事実に、成立に争いのない乙第四号証、当審証人B、同C、同D、同E

右認定の事実によれば、被控訴人が農産物検査官として担当する職務は、専門技術的な判断を中心とするものであり、しかも、右判断の結果に対する関係者の信頼は、検査官の有する技術にからるのであつて、検査官の信条のいかんによつて影響される余地は殆どないものというべきである。なお、前示証人三村の証言によれば、農産物検査官は前記検査のほか、農作物の品質改良等の助言指導を通して関係農民と接触することがあることが認められるが、右が検査官の本来の職務ではなく、事実上のものにすぎないことは右証言によつても明らかであるから、右の事実は、右認定に特段の影響を及ぼすものではない。

(二) 被控訴人に対する起訴状記載の公訴事実、罪名及び罰条が、被控訴人主 張のとおりであることは当事者間に争いがない。

さらに、成立に争いのない乙第二号証(起訴状)によれば、被控訴人は在宅のま

ま起訴されたのであり、しかも起訴状記載の前示罰条所定の法定刑よりして、同人が全公判期日に出頭すべき義務を負うものでないことは明らかであるから、同人に対する起訴は、特段の事情のない限り、その職務専念義務の履行に直ちに支障を生ずるものとはいえないし、本件においては右特段の事情の存在を認めるに足る証拠はないのであるから、この点においては、被控訴人を休職にする必要性は乏しいというべきである。

(四) 被控訴人の任命権者である控訴人が前記の如く起訴された被控訴人に対し休職処分をするにあたつては、叙上の点を考慮し、その必要性を肯定したうえでこれをなすべきものであるところ、本件においては右考慮をなしたことについては特段の主張立証がない。かえつて成立に争いのない乙第一号証及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は被控訴人主張の農林事務次官通達に則つて本件起訴休職処分に及んだものであることが明らかである。

ところで、右通達の内容が被控訴人主張のとおりであることは当事者間に争いがなく、右によれば、農林省においては、職員が刑事事件に関し起訴された場合を除いて、すべて休職とするというのであるが、本件に対して、本件に対して、本件に対して、本件に対して、本件に対して、本件に対して、本件に対して、本件に対して、ものようながある。のようなのであるがある。のようなのであるがある。のようなのでは、第三号証の一、二とがうから明らかる。元来通常のよれば、現にこのような取扱がなされていることがうから明らかを表示し、職員に対して、があらがおれている。のよれば、現にこのようないのよけでないのようがおいことは、既に述べたところから明らの基準を示し、法をに対して、からの取扱の基準を示し、に対して、があるのでないのを表示し、記述では、大きに対して、があるものをでないには、は、本代のよりであるから、控訴人が右通達のみに対して、ないのよいことは、右処分にあたり、本来任命権者としてなすべきのと断ぜざるを得ない。

(五) 従つて、被控訴人に対する前記起訴を理由として、同人を休職にする必要があるかどらかは、叙上のとおり被控訴人の地位、担当職務の内容、起訴事実の内容及び起訴の態様等の諸点について個別的具体的に判断のうえ決せらるべきであるにも拘らず、控訴人においては、これらを一切顧慮することなく、本件起訴休職処分に及んだのであつて、畢竟右処分は任命権者たる控訴人に与えられた裁量の範囲を越えるものというべく違法たるを免れない。

六、 被控訴人が昭和四一年六月一八日前記裁判所において無罪判決の言渡を受け、右判決が当時確定したことは当事者間に争いがないから、国公法八○条二項、三項により本件起訴休職処分はその頃当然に終了したものである。しかし、右処分が前述のとおり違法である以上、被控訴人は当然右休職期間中の前述の給与上の不利益の回復を求め得べく、そのためにはまづもつて右処分を取消すことが必要であるから、被控訴人は本件起訴休職処分の終了にかかわらず、なおこれが取消を求める利益を有するものである。

七、 してみれば、本件起訴休職処分の取消を求める被控訴人の請求は理由があるから、これを認容した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がない。

よつて、本件控訴を棄却すべく、なお、控訴費用は敗訴の控訴人の負担として、 主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡部行男 裁判官 川上泉 裁判官 大石忠生)